

「子ども・子育て支援法施行規則及び内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令案」について（概要）

平成 29 年 8 月 14 日

内閣府子ども・子育て本部

1. 趣旨

- 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 71 号。以下「改正法」という。）により、国家戦略特区内において、小規模保育事業の入園対象年齢を 0～5 歳に拡大する特例措置を設けることとされた。
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）について必要な読替えを行うために、内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則（平成 27 年内閣府令第 49 号）の一部改正を行うとともに、異なる年齢の乳幼児を集団で保育する場合における個々の乳幼児の発育及び発達の過程等に応じた適切な支援及び満 3 歳以上の幼児を保育する場合における集団保育の提供のための配慮等を、特定教育・保育提供者（国家戦略特別区域小規模保育事業者に限る。）が都道府県知事に報告を行う教育・保育情報の項目に位置づけるため、子ども・子育て支援法施行規則の一部改正を行う。

2. 改正の概要

- 国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所における利用定員について、満 3 歳未満保育認定子どもに加え、満 3 歳以上保育認定子どもを定めることとする。
- 国家戦略特別区域小規模保育事業者は、満 3 歳未満保育認定子どもに加え、満 3 歳以上保育認定子どもに係る保育の利用について、市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならないこととする。
- 満 3 歳以上の各年齢の定員を設定する国家戦略特別区域小規模保育事業者にあつては、保育の提供の終了に際して、引き続き、それらの連携施設において受入れを行い、教育・保育を提供することを要しないものとする。

- 国家戦略特別区域小規模保育事業者は、異なる年齢の乳幼児を集団で保育する場合における個々の乳幼児の発育及び発達の過程等に応じた適切な支援及び満3歳以上の幼児を保育する場合における集団保育の提供のための配慮等に係る教育・保育情報を、都道府県知事に報告を行うものとする。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第2項、第43条第1項、第44条第1項、第46条第3項、第47条第2項、令第24条第1項

4. 施行期日

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成29年9月15日）（予定）